

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第158号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成23年11月2日 12時44分ごろ
発生場所	関門港関門航路 北九州市所在の大瀬戸第2号導灯（前灯）から真方位323°750m 付近 （概位 北緯33°54.2′ 東経130°54.9′）
事故等調査の経過	平成23年11月4日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	コンテナ船 ^{ベガ ソンジャ} VEGA SONJA（リベリア共和国籍）、7,170トン
船舶番号、船舶所有者等	9385453（IMO番号）、VEGA SONJA SCHFFFAHRTS GMBH
乗組員等に関する情報	船長、フィリピン共和国船長免状 機関長、フィリピン共和国機関長免状
死傷者等	なし
損傷	主機オイルミストディテクター、船底擦過傷
事故等の経過	本船は、船長、機関長ほか15人が乗り組み、関門港の関門航路を対地速力約11ノット（kn）で東進中、平成23年11月2日12時44分ごろ主機が停止した。 本船は、その後、速力の急激な低下と約6knの東への潮流により操船不能に陥り、右アンカーを投錨したものの、12時47分ごろ、潮流に圧流され、北緯33°54.2′ 東経130°55.2′ に位置する航路外の浅瀬に乗り揚げ、手配したタグボートにより離礁した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：潮流 東流約6kn
その他の事項	本船は、主機が危急停止した際、主機クランクケース内のオイルミストの濃度を常時監視するオイルミストディテクターの濃度表示ランプ14個が全て点灯していた。 オイルミストディテクターは、オイルミスト濃度表示ランプが下位からの10個が点灯した時点で主機が危急停止するようになっていた。 本船は、10月27日に大韓民国釜山港へ向けて航行中、オイルミスト高濃度警報（点灯ランプ数不明）が発生した際、機関長が、主機が危急停止しなかったため、装置の誤作動を疑い、釜山港入港後、取扱説明書に従ってオイルミストディテクターを開放し、各部を掃除した上、試運転を実施して各部に異常がないことを確かめていた。 本船は、本インシデント発生の際、船橋において、警報ランプの点灯やブザーの吹鳴がなく、主機の危急停止を感知することができなかった。 機関長は、主機の燃焼状態が良好であり、運転状態に異常がなかったことから、オイルミストディテクターが誤作動し、高濃度オイルミストの検知による危急停止信号を発したものと判断して電子制御基盤の予備がなかったため、完備品と交換した。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、関門港の関門航路を東進中、主機のオイルミストディテクターが誤作動したことから、主機が危急停止し、運航不能になったものと考えられる。 主機は、運転状態に異常がなく、オイルミストディテクターを完備品と交換したところ支障なく運転出来たことから、オイルミストディテクターが誤作動して高濃度オイルミストの検知信号を発したものと考えられる。 本船は、主機の停止に伴って速力が低下し、東方への潮流に圧流され、操船不能に陥ったことから、投錨したものの、本インシデント発生から約3分後に航路外の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、関門港の関門航路を東進中、主機のオイルミストディテクターが誤作動したため、主機が危急停止したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・メーカーによるオイルミストディテクターの定期点検を実施すること。 ・主機の危急停止装置作動時に備えた緊急対応訓練を実施すること。	